

令和8年度文京区こどもみらいサポート拠点整備事業（標準型）実施団体の募集に関する質問・回答

No.	質問	回答
1	別の補助金を受領している場合、今回の補助金との兼ね合いはどうなるのか。	他の補助金との併用は、所定の条件を満たす場合に限り、可能な場合もございます。詳細につきましては、個別にお問い合わせください。
2	募集要項P1の対象団体の条件に『主たる事務所が区の区域内にある』との規定があるが、登記簿上主たる事業所が文京区にある必要があるか、それとも文京区に事業所があれば良いか。	本条件を満たすには、区内に事業所を有し、かつ当事業を区内で運営できることが条件となります。したがって、登記上の主たる事業所の所在地は、本条件の判断基準とはいたしません。
3	長期休業とは学校の夏、冬、春休みという認識で良いか。	はい、その認識で問題ございません。
4	夏期、冬期休業期間中には、お盆休み、年末年始などで施設を1~2週間程度閉鎖することは可能か。また、その閉鎖期間について、こちらで日数を決めてよいか、区から決まった日数があるか。	長期休業中の活動については、必須ではなく任意での実施となります。 なお、長期休業中に活動を実施し、通常期に要する費用に対し増加した額（増加分）については、補助金の加算措置の対象となります。 閉鎖期間については、実施団体の判断により設定することが可能です。
5	賃貸契約の名義変更手数料を開設準備経費として充当することは可能か。	対象経費の詳細につきましては、国へ確認となりますので、確認が取れ次第、後日回答いたします。 なお、補助金の対象は、令和8年度に契約されたものに限られますので、ご注意ください。 (追加回答) 本事業の補助対象はあくまで本事業に必要な費用となります。該当の事務所を本事業終了後も継続的に利用される場合、変更手数料は本事業に限った費用ではないため、団体の通常の業務に属する費用となります。また、按分等により本事業のかかる部分を抜き出すことも困難であるため、補助対象とすることはできません。
6	職員体制票には、補助金で人件費の充当をさせないメンバーについても、記載すべきか。その場合、居場所で関わる全ての名前を記載する必要があるか、それとも記載者は責任者など主なメンバーのみでよいか。（構成員名簿には全員の名前を記載します）	職員体制票につきましては、人件費の充当に関わらず、当事業に関わる全ての氏名を記載してください。
7	職員体制票下部の（注2）について、週5日以上勤務し、所定労働時間内フルタイムで従事する者とするといった記載がありますが、本事業の常勤者は週3日以上の認識でした。常勤職員の正しい定義を教えてください。	本事業としては、一般的な解釈における週5日・所定労働時間内フルタイムで従事する者を常勤と規定しております。
8	事業を実施する申請団体の規約（任意様式）について、団体定款で良いかどうか。規約に盛り込まれるべき内容で指定するものがあればご教示いただきたい。	はい、団体定款で構いません。 内容につきましては、一般的な団体の定款（組織・役員・財務等について掲載有）であれば特に指定はありません。
9	事業を実施する申請団体の資格を証明する書類（任意様式）について、どのような書類を想定しているか。登記簿謄本で良いか。	はい、登記簿謄本で構いません。なお、法人でない等の理由により資格を証明する書類を有しない場合は、団体設立時の総会の議事録及び直近の総会の議事録並びに直近の総会で議決された予算・決算が分かる書類をご提出ください。

10	事業を実施する申請団体の構成員名簿（任意様式）について、構成員全員の氏名の記載ではなく、10人以上の氏名のある名簿や役員一覧で良いか。	はい、役員一覧及び当事業に従事する構成員の名簿をご提出ください。
----	---	----------------------------------